第五節　保護観察付執行猶予者

第一款　通則

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　［略］

（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　［略］

2　保護観察所の長は、保護観察の仮解除をしたときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

一　［略］

二　保護観察の仮解除の期間中、法第八十一条第三項又は法第八十一条の五の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守すべきこと。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［略］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者が、法第八十一条第三項又は法第八十一条の五の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかったと認めるときその他の再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、法第八十一条第五項の規定により、保護観察の仮解除を取り消すものとする。

3　［略］

第二款　再保護観察付執行猶予者に関する特則

（保護観察の実施計画の作成に関する特則）

第百五条の二　保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第四十二条第一項本文に規定する実施計画を作成するに当たっては、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、法第八十一条の三の規定による鑑別の求めその他の方法により把握した当該犯罪に結び付いた要因についても分析するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五節　保護観察付執行猶予者

［款名を付する。］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　［同上］

（保護観察の仮解除の基準等）

第百三条　［同上］

2　保護観察所の長は、保護観察の仮解除をしたときは、速やかに、保護観察付執行猶予者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

一　［同上］

二　保護観察の仮解除の期間中、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守すべきこと。

（保護観察の仮解除中における調査等）

第百五条　［同上］

2　保護観察所の長は、前項の規定による調査の結果その他により、同項の保護観察付執行猶予者が、法第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかったと認めるときその他の再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、法第八十一条第五項の規定により、保護観察の仮解除を取り消すものとする。

3　［同上］

［款を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮又は旧刑法第十六条に規定する拘留の刑の執行のために刑事施設又は少年院に収容されている者に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項各号列記以外の部分	拘禁刑	刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑
第七条第一項第二号	拘禁刑に処せ	懲役又は禁錮の刑に処せ
	拘禁刑につき	懲役又は禁錮につき
第七条第一項第三号、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条	拘禁刑	懲役又は禁錮の刑